○中央選挙管理会告示第一号

衆議院比例代表選出議員の選挙における名称及び略称の届出をした次の政党その他の政治団体について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の六第八項の規定に基づき同法第八十六条の二第一項第一号又は第二号に該当する政党その他の政治団体でなくなった旨の届出があったので、同法第八十六条の六第八項の規定に基づき、告示する。

平成二十六年一月三十一日

中央選挙管理会委員長　神崎　浩昭

届出年月日	平成二十五年十二月十七日
政党その他の政治団体の名称	新党改革（しんとうかいかく）
略称	改革（かいかく）
本部の所在地	東京都港区赤坂二―八―一五オリエントニュー赤坂二〇二
代表者の氏名	荒井　広幸

○中央選挙管理会告示第二号

衆議院比例代表選出議員の選挙における政党その他の政治団体の名称、略称等について次のとおり届出があったので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の六第六項の規定に基づき、告示する。

平成二十六年一月三十一日

中央選挙管理会委員長　神崎　浩昭

届出年月日	平成二十五年十二月二十日
政党その他の政治団体の名称	結いの党（ゆいのとう）
略称	結い（ゆい）
本部の所在地	東京都江東区富岡一―二六―二一三階
代表者の氏名	江田　憲司

○中央選挙管理会告示第三号

衆議院比例代表選出議員の選挙における平成二十五年中央選挙管理会告示第一号の政党その他の政治団体の名称、略称等について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の六第五項の規定に基づき、次のとおり異動の届出があったので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

平成二十六年一月三十一日

中央選挙管理会委員長　神崎　浩昭

異動の届出年月日	異動事項	異動の届出政党その他の政治団体の名称
平成二十五年十二月二十日	新	太陽の党（たいようのとう）
旧	代表者の氏名	浜崎　博
島　武志		

○中央選挙管理会告示第四号

衆議院比例代表選出議員の選挙における名称及び略称の届出をした次の政党その他の政治団体について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の六第八項の規定に基づき同法第八十六条の二第一項第一号又は第二号に該当する政党その他の政治団体でなくなった旨の届出があったので、同法第八十六条の六第八項の規定に基づき、告示する。

平成二十六年一月三十一日

中央選挙管理会委員長　神崎　浩昭

届出年月日	平成二十五年十二月二十五日
政党その他の政治団体の名称	太陽の党（たいようのとう）
略称	太陽（たいよう）
本部の所在地	東京都港区赤坂一丁目一一番二八号常和赤坂一丁目ビル一〇F
代表者の氏名	浜崎　博

○法務省告示第四十三号

奈良市役所保存の次の除籍の一部が滅失した。

平成二十六年一月三十一日

法務大臣　谷垣　禎一

奈良県添上郡奈良町大字紀寺百十四番屋敷

村井　万吉

○法務省告示第四十四号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国オハイオ州において弁護士に相当する資格を取得している者として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十六年一月三十一日

法務大臣　谷垣　禎一

氏名	ヴァン・フィリップ・カーター
生年月日	千九百四十六年十一月十六日

○財務省告示第二十六号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十五年度の初日から平成二十五年十二月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。

平成二十六年一月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品の平成二十五年度の初日から平成二十五年十二月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸入数量
一	○・八トン
二	○トン

三	四トン																							
四	二二、三五五トン																							
五	一、〇七六トン																							
七	一六トン																							
六	五トン																							
八	一トン																							
九	三一、二三五トン																							
一〇	五、一〇五トン																							
一一	四、二〇四トン																							
一二	五三、七二〇トン																							
一三	四、二六九、五二四トン																							
一四	一、〇一七、三二七トン																							
一四の二	三九三、二四六トン																							
一五	四一六トン																							
一六	七、三六九トン																							
一七	九九、六五三トン																							
一八	一一、六三七トン																							
一九	八九九トン																							
二〇	五一四トン																							
二一	一八、二〇三トン																							
二二	五三〇トン																							
二三	三、六五二トン																							
二四	一五トン																							
二五	○トン																							
二六	三、六五七トン																							
二七	九、六三五トン																							
二八	八・三トン																							
二九	三七九トン																							